

水位の上昇に伴い発表します

- 洪水によって特に大きな被害が発生するおそれのある河川について
下の3つを指定して、水位の上昇につれて、様々な情報を発表します。

住民の避難に関する情報

洪水予報河川

流域面積が大きく、洪水によって相当の被害が発生するおそれのある河川を指定し、洪水のおそれがあると認められるときには、滋賀県知事と気象庁長官が共同して発表します。

水位周知河川 50km²以上

洪水予報河川以外の河川のうち洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し、指定河川の**基準局が避難判断水位を上回ったときに「はん濫警戒情報」**を発表します。

水防団(消防団)の活動に関する情報

水防警報河川

洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定
指定河川の**基準局が水防団待機水位・はん濫注意水位に達し、増水のおそれがあるときに発表**します。



指定河川



県管理15河川を指定
(国管理2河川)

水位局ごとに基準水位
を定めて、水位に応じ
て各種情報を発表する。

※左図の指定河川基準局以外でも、
多数の水位局を設置しており、水位
を設定しています。
市町や地元の水防活動や避難の参
考に設定しているものです。

国管理河川

河川名	量水標	発表種別			設定水位			
		水防 警報河 川	洪水 予報河 川	水位周 知河川	水防団 待機水位	はん蓋 注意 水位	避難判断水位	はん蓋 危険 水位
従前/発表時期					通報	警戒	特別警戒	危険
草津川	西矢倉	●		●	2.30	3.10	3.40	—
野洲川 (上流)	水口橋	●	●		0.65	1.35	1.50	1.65
	横田橋		●		(1.15)	2.50	3.50	3.90
杣川	北杣橋	●	●		2.00	3.00	4.20	4.40
日野川	増田橋	●			1.95	2.25	—	—
	安吉橋		●		(1.80)	3.00	3.75	5.00
	桐原橋	●	●		1.80	3.00	3.80	5.10
愛知川	紅葉橋	●		●	3.14	3.44	3.80	(4.2)
	御幸橋	●		●	1.00	1.50	1.60	(2.3)
姉川	伊吹橋			●	(0.75)	(0.90)	1.00	(1.1)
	今村橋		●		(1.80)	2.10	2.60	2.80
	国友橋	●	●		1.00	1.60	1.80	2.20
	難波橋	●	●		1.70	2.70	3.40	4.20
高時川	川合	●	●		1.90	2.70	3.00	3.50
	錦織橋	●	●		2.20	3.20	3.40	3.70
安曇川	船橋	●		●	1.20	1.70	1.88	(2.54)
	常安橋	●		●	1.00	1.50	2.35	(2.54)
芹川	中川原橋			●	(1.10)	(1.80)	2.00	(2.20)
	芹川旭橋			●	(0.70)	(0.90)	1.20	(1.50)
大戸川	大戸川旭橋			●	(1.80)	(2.30)	3.30	(3.70)
	綾井橋			●	(0.9)	(1.60)	2.10	(2.50)
天野川	天野川橋			●	(0.80)	(1.50)	1.55	(1.60)
	近江橋			●	(1.60)	(2.30)	2.50	(2.85)
犬上川	千鳥橋			●	(0.80)	(1.70)	2.00	(2.20)
宇曾川	上枝			●	(1.40)	(2.60)	3.20	(3.60)
	金沢大橋			●	(1.50)	(2.80)	3.60	(4.20)
余呉川	堂木			●	(1.10)	(1.50)	2.40	(2.70)
	黒田			●	(0.80)	(1.50)	1.60	(1.90)
琵琶湖	5点 平均		●		(0.55)	(0.70)	0.80	1.15
野洲川 (下流)	野洲	●	●		2.50	3.50	4.30	4.80
瀬田川	鳥居川	●	●		0.70	0.80	1.30	1.40
	関ノ津	●	●		1.00	2.00	2.60	2.80

各町に伝達する情報

県が発表する指定河川等に関する情報

市町	洪水予報	水位周知	水防警報
日野町			日野川上流(増田橋) 日野川下流(桐原橋)
竜王町	日野川 (桐原橋・安吉橋)		日野川上流(増田橋) 日野川下流(桐原橋)
愛荘町		愛知川下流(御幸橋) 宇曽川上流(上枝)	愛知川上流(紅葉橋) 愛知川下流(御幸橋)
豊郷町		宇曽川上流(上枝)	
甲良町			
多賀町		芹川上流(中川原橋)	

市町の他に、国・県関係機関、公益事業者(NTT、関電、鉄道等、NHK等)へ伝達します。
また、「しらがメール」等で一斉に県民へ発信されます。

水位に応じた行動の目安

- **水防団待機水位** (通報水位)

水防団が水防活動の準備を始める目安

- **はん濫注意水位** (警戒水位)

災害が発生する危険性のある水位。

水防関係機関は出動し、河川の警戒にあたります。

市町長による避難準備情報の発表判断の目安。

- **避難判断水位** (特別警戒水位)

市町長による避難勧告等の発令判断の目安。

住民の避難判断の参考になる水位。

住民が避難するのに十分な時間が確保できるよう

水位が定められます。

- **はん濫危険水位** (危険水位)

溢水・はん濫等により**重大な災害が起こるおそれ**
がある水位。

